

# 改正教育大綱 周知方法（庁外向け）

資料 1

項	周知方法	周知範囲	メリット	デメリット	実施時期
1	市ホームページ掲載	全国	新たな歳出経費が発生しない	市HPを定期的に閲覧される方は限定的であり、周知効果には疑問が残る。	H30年2月中
			発信対象は市内に限らず、近江八幡市の取組、方針を全国に知ってもらうことが可能	高齢者を中心とした、インターネットを利用しない市民層に対して不親切	
				「新着情報」掲載終了後は、具体的に検索しないと目に触れることはなく、周知効果は薄い	
2	市広報紙掲載	自治会に加入する全世帯	新たな歳出経費が発生しない	一度に全内容を掲載することは難しく、概要紹介となる	H30年3月15日号
			市HPに比べ、目にする市民の数が多	一度廃棄されると、その後見返されることはない	
			高齢者を中心とした、インターネットを利用しない市民への周知方法として有効		
3	市広報紙掲載（分割連載）	自治会に加入する全世帯	複数回に亘り特集することで、教育大綱の全内容を伝えることが可能となり、上記2（市広報紙）のデメリットが解消できる	市広報紙のスペースは限られており、複数回に亘り連載することは、他の必要な情報提供に差し支えが生じる可能性もある。	-
			市民の目に触れる回数が多いことで、興味を持ってもらえる可能性が高まる。		
			冊子の全戸配布（4/1号広報紙と同時配布）を予定することから、今回は採用しないこととしたい（理由は上記デメリットのとおり）。 但し、前号となる3/15号にて事前告知を行うことで、複数回市民の目に触れる機会を創り、連載と同様の効果を狙いたい。		
4	印刷・製本⇒全戸配布	自治会に加入する全世帯	行政の説明責任の観点からは、最も丁寧な手法と考えられる	一定額の歳出経費が必要となる	H30年4月1日号 広報紙と同時配布
			インターネットを利用せず、全内容を周知できる唯一の方法である。		
5	SNS（FaceBook）掲載	SNSを利用する方 （実際には当市をフォローする方）	市HPや市広報紙を普段見ない、若年層への周知が図れる	実質的な周知範囲は当市をフォローする方だけと限定的である。	H30年2月中
			市民が手軽にコメントでき、形式的ではない生の声が届く	高齢者を中心とした、インターネットを利用しない市民層に対して不親切	
			閲覧者数と「いいね」数の比較で、どの程度関心を持たれているのかを判別できる		
6	広告ポスター作成	掲示施設来訪者	見た方の会話のネタにもなり、他の周知方法に比べて浸透することが期待できる	掲示スペースの問題から、掲示期間は限定的になると想定され、費用対効果を見極める必要あり	H30年4月中
			子育て世代や、地域自治活動に積極的な方達への周知方法として有効		
7	保護者宛通知 （幼・保、小中学校を通じて、保護者宛お知らせプリントとして配布）	子育て世帯	通園・通学先からのお知らせプリントであることから、直接わが子に関係する内容であると認識してもらい、目を通してもらえる可能性は非常に高い	対象が子育て世代に限定されることから、「市民（人）が育つ」の観点から、他の方法との併用が必須	H30年3月中 （3学期終業式前）
			「教育行政」に最も興味があると想定される子育て世代への周知方法として有効		
			全戸配布前に、事前告知として保護者へ配布。 全戸配布の際に、「あっ、これか！」と興味を持ってもらえることを狙う。		

発展形

